

鹿交規第263号  
平成17年5月20日

各部長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当	企画許可係	TEL
----	-------	-----

#### 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて（通達）

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）及び「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）において、「道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用」が図られるよう措置することとされた。

これらを踏まえ、今後は下記の点に留意し、民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可について、一層弾力的な透明性の高い運用を図ることとしたので、適切な対応に努められたい。

#### 記

##### 1 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可についての基本的な考え方

民間事業者等が街の賑わいに資するものとして道路上で行おうとする活動の形態は多様であり、その中には、継続的かつ反復的に行われる収益を伴う活動（以下「経済活動」という。）も含まれ得るところであるが、警察署長が民間事業者等による経済活動に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該経済活動が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第2項に基づき、当該経済活動による交通への影響の度合い、当該経済活動の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断すること。この場合において、民間事業者等による収益を伴う活動は、特定の民間事業者等の利益となるという側面があり、また、継続的かつ反復的に行われる活動は、一般的に、交通への影響の度合いが大きいことから、警察署長が、民間事業者等による経済活動について、道路交通法第77条第2項第3号に基づき、交通への影

響の度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、特に次の点に留意すること。

(1) 民間事業者等が道路上で行おうとする活動の目的

民間事業者等による経済活動の公益性を判断するに当たり、当該経済活動が地域の活性化や都市における賑わいの創出等を目的とし、又はこれらに資するものであると認められるか否かを考慮すること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成

民間事業者等が道路上で行おうとする活動が経済活動である場合は、当該経済活動のために道路を使用することについて、「イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成16年6月22日付け 鹿交規第249号）の記3に定める措置を講ずること。

なお、民間事業者等による経済活動は、地域住民、道路利用者等と利害が対立する場合もあることから、合意形成の度合いを慎重に見定めること。

(3) 地方公共団体の関与

地方公共団体が地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るために果たす役割にかんがみ、民間事業者等による経済活動の公益性を判断するに当たり、当該経済活動に伴う道路の使用についての地方公共団体の関与の有無及び程度を考慮すること。

## 2 道路管理者との連携

道路使用許可が必要となる民間事業者等による経済活動は、通常、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定に基づく道路管理者による道路占用許可の対象となることから、民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路管理者と緊密に連携すること。

## 3 りん議・協議等

(1) 警察本部長に対するりん議

民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可については、その特異性等から「道路使用許可事務処理要領について（通達）」（平成15年3月20日付け鹿交規第159号）の第5の4に規定するりん議事案とするので、所要の手続をとること。

(2) 交通規制課との協議

民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可についての相談又は申請を受理した警察署長は、その取扱い等について交通規制課長と協議すること。